

### 平成26年 1月～9月の工事事故の状況

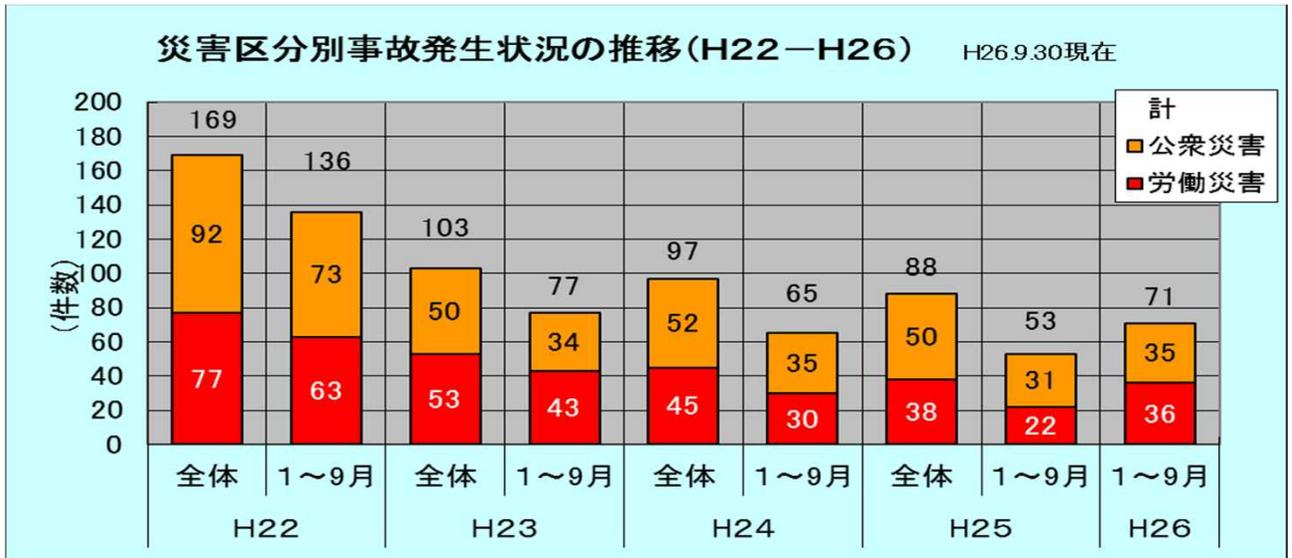
北陸地方整備局発注の直轄工事

#### ◆平成26年事故の状況◆

☆平成26年1月～9月の事故は71件(去年同期53件)発生し、内訳は公衆災害が35件(同31件)、労働災害が36件(同22件)となっています。

#### 1. 工事事故速報の件数

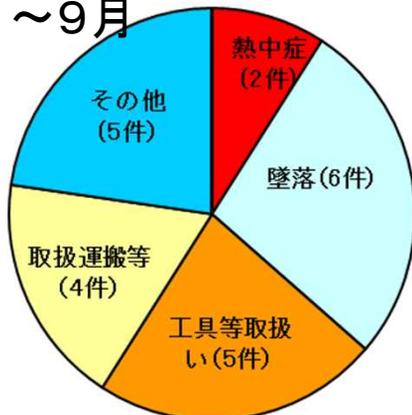
平成26年1月-9月の事故件数は71件と昨年、一昨年の同期よりも増加しています。特に、労働災害が多く発生しています。



#### 2. 労働災害の状況

H26年1月-9月の労働災害は36件と昨年、一昨年から増加傾向にあります。内訳は、熱中症が6件、墜落、飛来・落下、建設機械の接触等、工具取扱いが各4件となっています。

#### 労働災害の内訳 (全報告数22件) H25. 1～9月

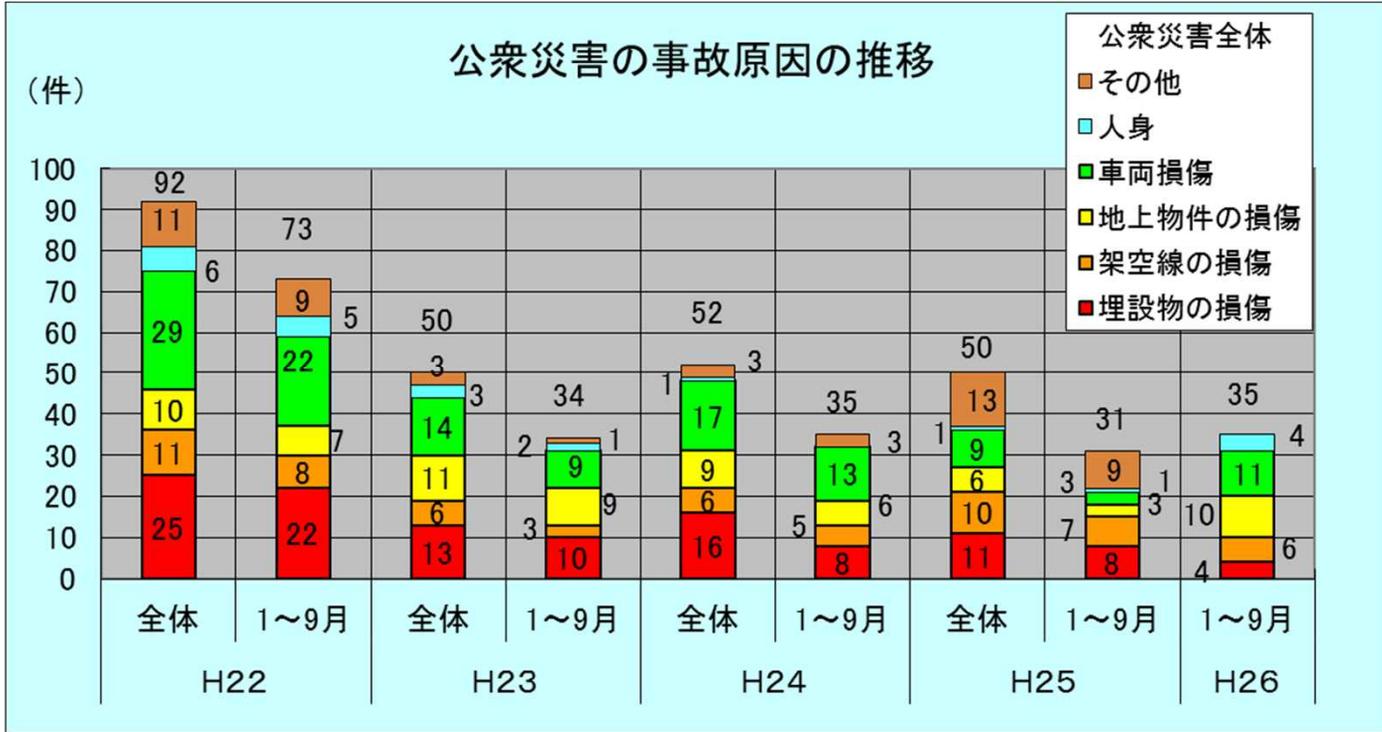


#### 労働災害の内訳 (全報告数36件) H26. 1～9月



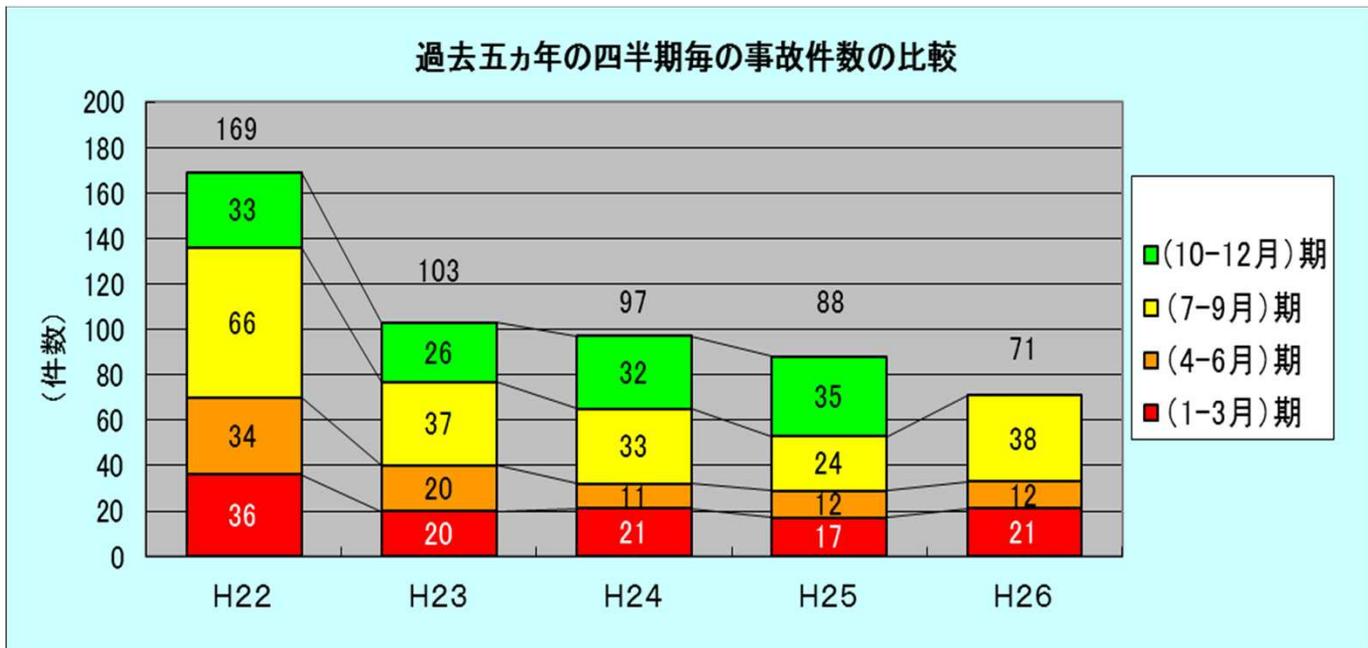
### 3. 公衆災害の状況

平成26年1月-9月の公衆災害は、35件発生しています。昨年同期と比較すると4件の増加となっています。例年多発する埋設物の損傷は過去5カ年で最小となっています。



### 4. 四半期毎の事故発生状況

平成26年7月-9月期は、平成23年以降最多となっています。例年10-12月期の事故発生件数が多くなる傾向が見られますので、**年末の安全管理を徹底**しましょう。



## 足場板が落下し作業員に接触(人身事故)

- ①日時:平成26年7月28日(月)10:50頃
- ②工事内容:橋梁下部耐震工事
- ③事故内容:足場板が落下し、作業員に接触。
- ④被害状況:肩部の骨折(約2ヶ月加療)

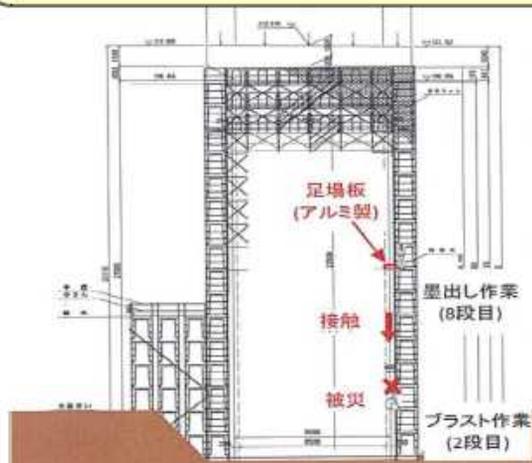
飛来落下事故

### 【事故発生状況】

橋脚周りに設置された足場(8段目)で橋脚にアンカー鉄筋を打つための墨出し作業を行っていた。その足場には張り出し部の足場板が取り外され不安定な状態で置かれおり、作業員の足が接触し足場板が約10m下に落下したため、真下の2段目でプラスト作業をしていた被災者の背中にあたったもの。

### 【事故発生原因】

- ・コンクリート表面処理(プラスト)作業のため、張り出し部の足場板を順次取り外し、不安定な位置に放置したこと。
- ・足場上の8段目で墨出し作業、2段目でプラスト作業と上下作業を行ったこと。



## 単管パイプが落下し一般車に接触(車両損傷事故)

- ①日時:平成26年7月26日(土)14:50頃
- ②工事内容:橋梁塗装工事
- ③事故内容:単管パイプを下段の作業員に渡す際に、手がすべり落下させ、一般車に接触。
- ④被害状況:車両損傷

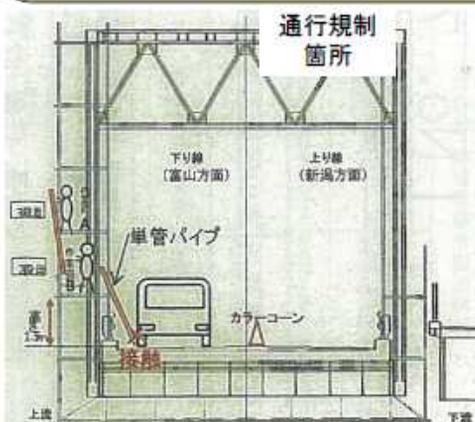
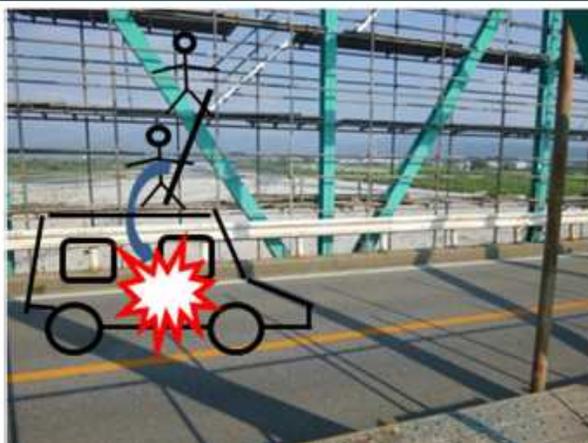
飛来落下事故

### 【事故発生状況】

午前中に実施した下り線側の塗装用トラス側面足場組立資材の残材(単管パイプ)を処理しようと、作業員が側部足場3段目より2段目にいる作業員に手渡した際に手がすべり、車道に落下したところに一般車両が走行してきて接触したもの。なお、当該作業時は片側交互通行規制を実施していたが、規制していない下り線側で作業をしたもの。

### 【事故発生原因】

- ・通行規制を解除した後も、一般車が通行する脇で片付け作業を行ったこと。
- ・上段から下段への無理な資材の受け渡しと声の掛け合いがなかったことによる、作業員の注意が不足したこと。



# 近道行動により落下し怪我(人身事故)

- ①日時:平成26年7月28日(月)15:00頃
- ②工事内容:橋梁上部工事
- ③事故内容:型枠組立中に張出床版型枠上から中間床版型枠に渡ろうとして約3.8m落下。
- ④被害状況:右肋骨骨折等(約8週間加療)

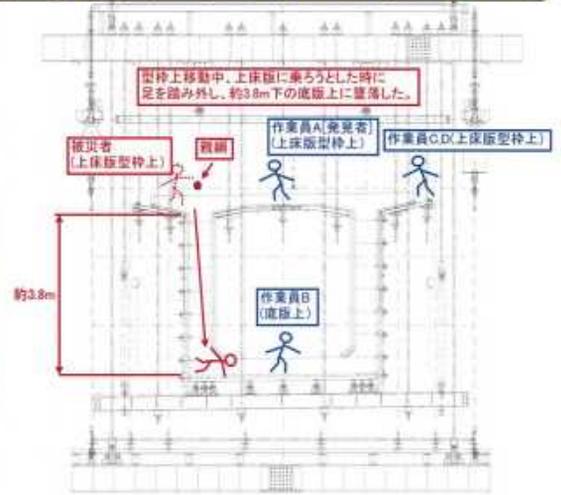
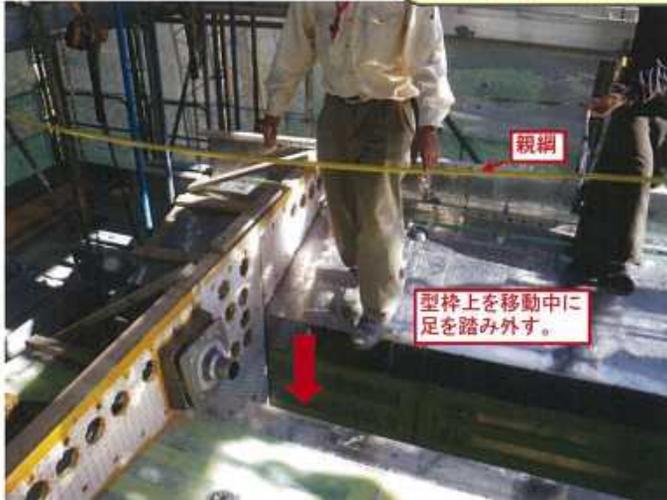
墜落事故

## 【事故発生状況】

橋脚施工において、型枠組立中に張出床版型枠上から中間床版型枠に渡ろうとして、ウェブ型枠をすり抜けて底板上へ約3.8m転落したものを。

## 【事故発生原因】

- ・橋脚張出施工部の型枠上部について高さが2メートル以上の開口部になっており、労働者に墜落の危険が生じているにも関わらず、囲い、手すり、覆いを設けていなかったこと。
- ・架設通路であって、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に、手すり、中さんを設けていなかったこと。
- ・架設通路が労働安全衛生規則第552条に適合していなかったこと。



## 労働安全衛生規則(架設通路)

第五百五十二条 事業者は、架設通路については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 一 丈夫な構造とすること。
- 二 こう配は、三十度以下とすること。ただし、階段を設けたもの又は高さが二メートル未満で丈夫な手掛を設けたものはこの限りでない。
- 三 こう配が十五度をこえるものには、踏さんその他の滑止めを設けること。
- 四 墜落の危険のある箇所には、次に掲げる設備(丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。)を設けること。ただし、作業上やむを得ない場合は、必要な部分を限つて臨時にこれを取りはずすことができる。
  - イ 高さ八十五センチメートル以上の手すり
  - ロ 高さ三十五センチメートル以上五十センチメートル以下のさん又はこれと同等以上の機能を有する設備(以下「中さん等」という。)
- 五 たて坑内の架設通路でその長さが十五メートル以上であるものは、十メートル以内ごとに踊場を設けること。
- 六 建設工事に使用する高さ八メートル以上の登りさん橋には、七メートル以内ごとに踊場を設けること。

## 安全優良工事事例集を作成しました

今年度表彰を受けた23件の事例を北陸地方整備局ホームページ  
<http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/youyou/h26/H26jireisyu.pdf> に掲載しました。  
 安全管理の参考にして下さい。

問い合わせ先: 本局企画部技術管理課検査係(025-280-8880)

※ 本紙記載の事故件数は速報値のため、今後変更する場合があります。